

相続だより



一般社団法人

相続サポートセンター

相続サポートセンター

検索

www.so-sapo.jp

感謝の気持と譲る心の大切さ

相続手続きの Q & A

疑問を解決！

相続人編

Q 相続手続きって何から始めればいいのか？

A まずはお亡くなりになった方の戸籍の調査をして誰が相続人かを確定します。また、同時に相続に関する財産の内容も確認をしなければなりません。相続手続きには期限が決まっている相続税の申告や相続放棄の手続きなどがありますので速やかに行う必要があります。

Q 事実婚の相手が亡くなった時、私は相続人になれる？

A 長く連れ添っていた大切な方だとしても、入籍をして婚姻関係がない限り「法律上の相続人」とは認められません。遺言など事前の対策がない限りは、財産を受け取ることが出来ませんので注意が必要です。

Q 父が亡くなり財産の分割内容がほぼ決まり、相続手続きの為戸籍を取り寄せたところ、前妻との間に子供がいることがわかりました…。どうしたらよいのでしょうか？

A 相続手続きに必要な遺産分割協議書の作成には、前妻との子供を含めた相続人全員での協議が必ず必要となります。今まで連絡も取ったことの無い方との折衝は労を要します。いきなり「遺産分割協議をしますので…」と連絡を入れてもいい結果には結びつきにくいものです。最初の連絡の仕方ひとつで手続きがスムーズにいかないことが多いため注意が必要です。お手紙の書き方なども当センターへご相談ください。

Q 遺産分割協議をしたいのですが、相続人の1人が認知症です。問題ないですか？

A 認知証の方は遺産分割協議に参加することは出来ません。家庭裁判所に後見（保佐、補助）開始の審判を求める申立てを行い、認知証の方を法的に援助する成年後見人（保佐人、補助人）を選任してもらう必要があります。遺産分割協議は成年後見人（保佐人、補助人）が、認知症の方の利益を損なわない様、本人に代わり協議に参加することになります。



【戸籍の収集は大変？】

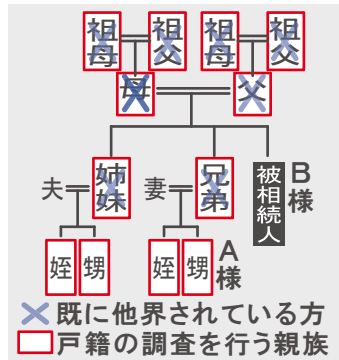
「戸籍を集めるのが大変そうなので、お願いすることはできませんでしょうか？」とご相談にみえたA様。

内容を詳しく伺うと、105歳の叔父(B様)が亡くなり、遺産である預金口座の相続手続きを行おうと銀行に行くと「相続人を確定するための戸籍を全て集めてきて下さい。」と言われた。以前、別の相続で戸籍を途中まで集めたが、そのときに大変苦労したので今回はお願いしたい。とのご相談でした。

B様のように未婚でお子様もいらっしゃらない場合、B様のご両親が相続人となりますが既に他界されており、両親が既に他界されている場合は、両親の両親(B様にとって祖父母)が相続人となり・・・と遡ってもご存命の方がいない場合は、相続人はB様の兄弟姉妹ということになります。

しかし、その兄弟姉妹も既に全員他界されておりましたので、相続人はB様の兄弟姉妹の子供(B様からみて甥、姪)ということになります。

相続手続きを行う際には、この被相続人(B様)と相続人である方との関係を客観的に証明する資料を提出する必要があります。この資料が、“戸籍”ということになります。



戸籍には親族的な身分関係が記載されています。誰が誰の子で、誰が誰と結婚していて、といった内容が記載されていますので、戸籍を調べていくと親族関係が明らかになり、相続人を確定できます。

被相続人B様の相続人を確定するために必要となる戸籍は、

- ・B様の出生～死亡までの連続した戸籍
- ・B様の両親の出生～死亡までの戸籍
- ・B様の祖父母の出生～死亡までの戸籍
- ・B様の兄弟姉妹の出生～死亡までの戸籍
- ・相続人である甥、姪の現在の戸籍

ということになります。

今回の様に大正生まれ、さらに明治生まれの方々の戸籍を追っていくときには旧字体の「かな」や「漢字」、「漢数字」が使われており、筆書きで記載されていて、癖のある文字や、墨で文字が潰れている部分など、戸籍を読み込む際には細心の注意が必要となりました。

戸籍は住民票のように普段あまり目にされるものではありませんので、読み方や、戸籍の取り寄せ方などでご苦労される方が多くいらっしゃいます。“やっと揃った”と思って手続きに行ったら『戸籍が足りません』と言われて・・・とセンターへ相談にいらっしゃる方も少なくありません。

当センターにてお手伝いをさせていただきますので、悩まれる前にまずはお気軽にご相談ください。

お客様の声

相続の件を気にしておりました所、お隣の方の御紹介によりご相談をさせていただきました。色々と親切に教えて頂き有難うございました。主人が亡くなりました時、役所の税務会に相談した所、急いでしなくてよろしいよとの事でしたが、ふとしたきっかけでお世話に成り本当に早くでき嬉しく思っています。今後ともよろしくお願い致します。



(Kさん)



一般社団法人

相続サポートセンター

相続サポートセンター

検索

www.so-sapo.jp

まずはお気軽にご連絡ください。

無料相談
受付中

0120-3715-40

横浜戸塚店

〒244-0003
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 4812
TEL: 045-435-5010 FAX: 045-435-5020

南林間店

〒242-0003
神奈川県大和市林間 1-5-7
TEL: 046-278-2335 FAX: 046-278-2420